

第31回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会 議事概要

日 時 平成30年1月24日(水曜日)

午後2時00分～3時30分

開催場所 辻堂市民センター 第1談話室

出席者

委員長	松本 喜夫 (辻堂地区自治会長・町内会長連絡協議会)
委員	関岡 壽夫 (辻堂まちづくり会議)
委員	野中 富央 (辻堂地区社会福祉協議会)
委員	石田 節代 (辻堂海岸団地自治会)
委員	池田 潔 (辻堂市民センター)
委員	宮原 伸一 (市民自治推進課)
委員	村田 裕治 (生涯学習総務課)
委員	岡田 茂雄 (総合市民図書館)
委員	齊藤 康 (地域包括ケアシステム推進室)
委員	工藤 秀明 (消防総務課)
委員	鈴木 真也 (消防総務課)
委員	佐藤 繁 (教育総務課)

欠席者

委員	小川雄二郎 (辻堂地区防災協議会)
委員	松原 和憲 (建設地近隣町内会等)
委員	金子 節子 (辻堂公民館評議員会)

事務局

内田美智夫 (辻堂市民センター)
大岡 誉和 (市民自治推進課)
近藤 清志 (市民自治推進課)

その他

岡 健志 (公共建築課)
塩野 充彦 (公共建築課)
椎谷 猶行 (公共建築課)
斎藤 啓介 (株式会社 国設計)
小坂 貴志 (株式会社 国設計)
松尾 隆志 (株式会社 国設計)

傍聴人

7人

配布資料

1. 会議次第
2. 出席者名簿
3. 元神奈川県職員住宅辻堂西アパートの解体工事について
4. 外部鳥瞰パース、外観パース、配置図、各階平面図、立面図、断面図

1 開会

委員長

定刻になりましたので、第31回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会を開催させていただきます。傍聴人の方、どうぞお入りください。

事務局

傍聴される方は、写真、ビデオ等の撮影、録音をしないようにお願いします。資料の扱いは会議の最後に決定しますので、途中退席をされる方は資料を席に残していただきますようにお願いします。

2 議題

委員長

傍聴人の皆さま、よろしくお願いします。

では、議題に入らせていただきます。事務局から資料の確認をお願いします。

事務局

まず、A4で「次第」と書いてあるホチキス止めの2枚です。次に、これもA4でホチキス止め2枚で、タイトルに「元神奈川県職員住宅辻堂西アパートの解体工事について」と書いてあります。最後に、A3で左肩に「外部鳥瞰パース」と書いてあるもので、14枚になります。以上です。

委員長

よろしいですか。それでは、議題「(1)報告事項等」について事務局から、平成29年12月市議会定例会の報告をお願いします。

事務局

平成29年12月市議会では、辻堂市民センター改築基本設計の進捗状況について報告しました。報告の詳細は、前回、第30回の建設検討委員会で資料をお配りして説明したので、割愛させていただきます。

報告のほか、陳情と一般質問がございました。陳情は、「辻堂市民センター再整備を見直すことを求める陳情」でした。陳情項目は、藤沢市が自ら制定した総合指針2020に沿ったまともな行政運営を行うよう、辻堂市民センター再整備を見直すことについて市に働きかけることを求めるものです。陳情理由の概要としては、「辻堂市民センター再整備計画は施設の合築、複合化を前提に進められているため、「1.限られた用地内での諸施設の配置が原因で北側の日影問題が生じている」、「2.施設の規模にふさわしい駐車場が確保されていない」、「3.談話室の減少などにより、サークル活動など公民館活動が後退することは必至である」でした。

この陳情についての審議の結果は、趣旨不承となっています。

一般質問は、「辻堂市民センター・公民館建設について」と、「福祉避難所や津波避難ビルとしての位置づけについて」がありました。

「辻堂市民センター・公民館建設について」の主な内容は、日影の影響と建物配置決定についての近隣住民への丁寧な説明の内容と戸別訪問の状況、談話室として使える諸室の数と面積、駐車場の問題、維持管理費等のコストなどです。

また、「福祉避難所や津波避難ビルとしての位置づけについて」は、「スロープの設置を見直すべきではないか」という質問がありました。これに対する市の考え方として、「スロープの設置は基本コンセプトで掲げた『防災機能を強化する 災害時の安全と安心を確保』に向けた取組として、地区防災協議会からご期待いただいたところでもあり、市といたしましてもスロープの設置は必要であると認識しております」と答弁しています。

委員長

ありがとうございました。ただ今の報告ですが、委員の皆さま、ご確認いただいて、よろしいでしょうか。

はい、の声あり

委員長

続きまして、「元神奈川県職員住宅辻堂西アパートの解体について」、公共建築課からご説明をお願いします。

公共建築課

お手元のA4の「元神奈川県職員住宅辻堂西アパートの解体工事について」をご覧ください。まず、2枚目の平面図の横印刷を見ていただきまして、この図面の見方をご説明します。

元県職員住宅の平面図があり、その南側には旧市道があります。更にその南側に高浜中学校のテニスコートが設置されています。

図面の右下に、「凡例」とありますが、丸に斜線が入っているのが既存の樹木のマークです。両側に矢印があるのが大型車両の入退場経路です。元県職員住宅東側の出入口からL型に矢印が書かれているところになります。続きまして、星印の箇所が騒音と振動を測る機械を設置する場所になります。その次の太い黒線が鉄板の仮囲いで高さ3mあります。その次に、グレーの太線ですが、足場と防音パネルになります。

それでは、この図面を見ながら、工事概要の説明をさせていただきます。

まず、「(1)工期」は、2018年3月から9月を予定しています。

続いて、「(2)作業時間」ですが、平日、土曜日及び祝日といった日曜日以外は作業をさせていただきます。工事の作業時間は、通常の建築工事等は午前8時30分以前から業者が現場に来て準備をし、作業を午前8時30分からスタートすることが多いです。今回は、近隣に小学校、中学校、高校があり、登校する生徒が多く、近くを歩きます。学校がある平日は午前8時30分までに登校することになっていますので、それ以降に準備をするという計画として、大型車両等が敷地に入ってくる時間は午前8時30分以降とします。

「(3)工事範囲」は、図面では元県職員住宅の敷地全体及びその南の旧市道が対象区域となっています。解体する建物は、元県職員住宅のA棟、B棟、その北側の小さなポンプ室、及びその北側にある駐輪場です。この解体に伴って、元県職員住宅の敷地内の既存樹木もあわせて伐採します。旧市道の敷地内、高浜中テニスコートとの境目には、既存樹木が沢山生えています。この地区が風致地区ですので、理由がない伐採はしないことになっています。今回、解体する建物に関わって、どうしても伐らなくてはならない樹木は伐採する計画とします。解体と伐採が終わりましたら、地面の整地、平らにする作業を行っていきます。これは元県職員住宅の敷地と旧市道をあわせて、整地を行います。

「(4)工事車両」になります。重機の搬入、壊した建物のコンクリートガラ、廃材等の搬出時の大型車両は、元県職員住宅の東側の市道辻堂駅南海岸線と書いてある広い道から出入りする計画にしています。図面では、元県職員住宅東側の出入口で、L型の矢印が書かれているところになります。敷地から大型車両が出る時は右折をして、図面の下のほう、南に向けて出ていきます。この大型車両が敷地内に入る時は、辻堂海浜公園のほうから北上し、左折して入るということで、高砂交差点は通過しないように配慮します。ただし、搬出時の大型車両がかなりの量となるため、業者の普通乗用車については西側ゲートも使わせていただきます。大型車は東側を、普通車は西側も使わせていただきたいと思います。

「(5)交通整理」についてです。工事期間中、車両の入退場がある時には交通整理員が常駐します。工期は3月から9月までとありますが、24時間ずっとではなく、車両が出入りして危険が伴う時には常にガードマンがいるようにします。

「(6)騒音・振動対策」です。図面では、星印が付いている2カ所ですが、元県職員住宅の北側の境界線の東寄りに1つ、元県職員住宅のB棟の南西側に1つ、この2ヶ所に騒音振動の測定器を設置して、記録するとともに、測定値が外部から見えるようにします。

「(7)敷地外周」です。元県職員住宅と旧市道の外周にグルッと高さ3mの工事用仮囲いを設置します。

資料裏面の「2 その他の事項 (1)周辺への配慮について」です。業者が確定した後、工事の着手前に、近隣の皆さま方を対象に工事説明会を開催します。建物解体時には、どうしても建物をガチャガチャ壊すので、埃とか粉塵が飛散してしまうので、その際はできるだけ埃とかを抑えるように水を撒きながら解体を進めます。

続いて、仮設の防音パネルの件です。ポンプ室と元県職員住宅のA棟、B棟の北側、西側、東側には建物と同じ高さの足場と、防音パネルを設置します。四方を囲ってしまうと壊せないで、1辺は外しておかなければいけません。建物解体は南側から壊していく計画としています。

解体の完了後、整地をした後については、砂地なので風で砂が飛散する恐れ、雑草が生えてきてしまう恐れがありますので、整地完了後、防草シートを全面に設置します。また、建物にハトとかネズミとかが棲みついたところもあると思います。取り壊してハトは逃げていきますが、ネズミ、ゴキブリは駆除してから、解体工事に入ることにしています。

また、工事着手前には、隣接する共同住宅の管理組合と業者と市の3者で、工事協定書を締結させていただこうと考えています。

「(2)有害物質 アスベストについて」です。解体する建物のA棟とB棟には、2種類のアスベスト含有材料が使われていることを確認しています。1つは各階のバルコニーにある住宅間の隔て板に入っています。あとは各住宅内の浴室にある煙突のような排気筒と呼ばれるものがあり、その円筒管にアスベストが含有されていることを確認しています。いずれも吹付けのアスベスト材ではなく、成形板等の固められたものです。

以前、建設検討委員会で「レベル2」のアスベストがあると話したところですが、その後、労働基準監督署や藤沢市環境保全課と協議したところ、いずれも成形板であり、2つとも一番飛散性の低い「レベル3」であるという確認をしています。

このアスベスト処理は建物を解体する前に実施します。隔て板は割れて飛散ないように手でネジを外して撤去します。円筒管はコンクリートの煙突状の中に石綿円筒管として埋め込まれている状態ですので、認定されている工法、ウォータージェット工法という高圧水洗浄工法で、水の力で崩しながら除去を行い、アスベストの飛散の恐れがない方法を採用しています。飛散しない工法で作業を行います。確認のために、作業前と作業中、作業後の3回、敷地周辺のアスベストの空気中の飛散濃度を調査しながら、作業を行います。

続きまして、「ポリ塩化ビフェニル(PCB)について」です。こちらは建物解体の前に、建物内部で事前調査を行い、混入が認められるような機器がある場合、例としては高圧変圧器とかコンデンサーに使われている場合がありますが、機器がある場合は法令に基づき適切に保管します。

最後に、「フロンについて」です。既に事前調査を行っています。有害と疑われるのはエアコン、冷蔵庫、パソコンなどが該当するのですが、こちらの建物では全て撤去されていて、フロンが混入している機器が無いことを確認しています。

委員長

ただ今、元県職員住宅の解体について説明がございましたが、委員の皆さまいかがでしょうか。

A委員

この進め方ですが、一つずつやっていっていただきたいと思うんです。一遍にやるのではなく、1番の工期から作業時間へと、一つずつやっていただきたいと思います。近隣の住民としては、ピリピリしていることだと思うので、この辺は私も知っていないと帰った時に言えません。専門家じゃありませんので、業者さんが来て説明していただいたなら、そうなのかと分かるんですが、市の方ですので、分かる範囲内で結構です。

B委員

進め方については賛成です。

委員長

では、「(1)工期」から。

A委員

6カ月でできるんですか。

市民自治推進課

A委員は工期が問題とお考えですか。

A委員

いえ、別に。それは6ヶ月だったから、6ヶ月でしょうかって。

市民自治推進課

期間の確認という意味ですか。

A委員

そうです。確認です。その上で、「(2)作業時間」に入るんじゃないかと思いますが。

委員長

作業時間につきましては、登校のある平日、午前8時30分から大型車が入るということです。

A委員

作業時間ですが、いいですか。私のところが一番関係していると思って聞きたいことが一杯ある。他の委員さんたちは遠くなので、ハトの出入りなんて見たことがないでしょう。私たちはしょっちゅう、ハトが入ったのを見ているわけです。そういうことで、日曜日以外は作業を行います、祝日はしまずと言いましたね。

公共建築課

祝日は、作業します。

A委員

祝日も作業するのでしたら、音は出さない工事をやるならばいいんです。音を出すようなものは、できれば祝日はやめていただきたい。

公共建築課

祝日とか、作業が終わる時間とかに制限をしていくと、作業できる時間が短くなって、工期もその分、延びてしまうということがありますので、祝日の作業中止は多分難しい。

A委員

そうしますと、工期をもっと延ばせばよろしいと思う。それは役所の関係で、いろいろとあるのでそうなっているのですが、私もよく分かります。

事務局

工期ですが、終わりについては9月と設定させていただいています。辻堂海岸団地の大規模改修が予定されていて、それ以前にこの解体工事を終わらせることで、例えば辻堂海岸団地の共同住宅に損傷がなんか発生した場合、その原因特定をしやすいということがあります。そのため、この工期と作業時間の設定をさせていただいています。

B委員

工期は半年間ということですが、今のA委員から質問があったように、祝日を含むとか、フルでなく短い時間やるんかが考えられるんですが、それは想定しているか、それとも全く想定してないか。要するに、期間はゆとりをもった半年間なのか。スケジュールはタイトなのか、その様子を聞かせていただきたい。タイトであれば、祝日まで入れるのはしょうがないですねということになるわけですが、その期間の設定についてはどうなんですか。

公共建築課

一般論で申し上げますと、日曜日は作業をしない、それ以外の日は祝日を含めて作業する、というのが基本的な作業の流れです。それに基づき想定し、今回の6ヶ月としています。

ただ、先ほどご説明したように、通常、午前8時30分から壊し始めるのですが、そのためには、それ以前に重機が入らなければならない。そうなると登校時の生徒さんたちとかち合うので、今回は午前8時30分以降に大型車両が入ってくるような配慮をしています。そういう作業時間が短くなる想定として、この6ヶ月程度で終わります。決して余裕があるとは言い切れません。

B委員

分かりました。平日の作業時間が既に短縮されているという中で、工期を半年間で組んでいる。そこに祝日を作業しないということは難しいという風な感触でしょうか。

公共建築課

そうです。

委員長

A委員が言っているのは、祝日はできれば騒音の出ない作業をしてほしいということです。

A委員

そこまでは譲歩するけど、本来は祝日もやめていただきたいということです。それは難しいと思うんですが、住民の方では環境の面もあります。やはり市は、見本となるような計画をしていただきたいと思っています。午前8時30分以降から大型車が入るのは、当然のことなんです。ほかの業者さんもやっているわけです。そこは遠慮しているわけです、皆さんは。

地域包括ケアシステム推進室

作業終了の時間は決まっているのですか。

公共建築課

基本は午後5時までです。冬とか日が短い時は早くなるかもしれませんが、基本的には午後5時を目安にしています。祝日に限らず、騒音については防音パネル等で軽減できると考えています。

C委員

5月の連休は長いですね。そこはやめるという妥協線は駄目なのでしょうか。5月の連休は長いから、そこは工事をやめるとか、それ以外はオッケーとか、そういう妥協線は出ないんですか。

A委員

祝日も音を出すわけでしょう。

公共建築課

作業としてはコンクリートの建物を壊すものになります。

A委員

だから、祝日は音が出ないものだったらまだ許せるけれど、ということなんです。

C委員

月曜日の祝日が結構多いんです。ただし、5月の連休だけは工事をやらないとか、それ以外の月曜の祝日はやるとかではどうなんでしょうか、妥協線として。

公共建築課

祝日の作業については、その業者が詳細な業務計画を立てて初めて、日数に余裕が何日あるかとかの判断がつきます。

B委員

分かりました。要するに、業者との話もこれからということです。地元からこれだけのこういう風なことの要望があるということを、そういう折衝の中で、可能なのか、可能な線はどこなのかを、極力住民の声を生かしてほしいという話で進めていただくということで、この場は仕切ってもいいと思います。それ以上のことは、これ以上やったら無理です。要望を聞きましたと、その線で今日はいいと思います。

C委員

ただもう一つ、詳細の日程はいつ決まるのですか。

公共建築課

業者を決定した後、確定します。

C委員

業者はいつ決まるのですか。

公共建築課

3月に入ってからです。

C委員

業者決定が3月で、それから工事に取り掛かるのですか。

B委員

工期は3月からとなっているけど。

公共建築課

何日というのはまだ確定してない。

A委員

3月1日からでしょう、3月っていうのは。

公共建築課

ここで3月というのは、3月1日を意味しているわけではありません。

A委員

私たちは3月と言ったら、3月1日です。3月は1日から31日までですが、そう取っちゃうんです。

公共建築課

日にちについてはまだ確定できておりませんので、そこは3月のうちのいつかです。

B委員

ただ最後の締め切りが9月までということがあるから、その前になんとか完了させましょと、そのくらいの緩やかなものです、現時点ではね。

B委員

これはこれでいいんじゃないですか。これ以上、進めません。

C委員

近隣住民への説明はいつやるんですか。業者が決まって、詳細日程が決まってからやるんですね。

公共建築課

はい。業者が決まって、正式に契約をすると、業者の方で概略の工程表を作って、その工程表を持って説明会をして、その後工事に取り掛かります。

C委員

もう1回質問するよ、しつこいようだけど。業者が決定するのが、3月の半ば？ 前半？ 後半？

公共建築課

半ばくらいかもしれない。

C委員

半ばくらいとすると、3月の末には詳細日程は確定するよね。

公共建築課

その業者が作成する概略工程表が入る。

C委員

ということは、近隣住民への説明会というのは3月の末になると。

公共建築課

3月末か、4月上旬になります。

C委員

4月頭か、大体そういう線だよ、それだけははっきりしておこう。その線で、今のところ言えるところはそういうことになる。

B委員

4月頭ですね、目途ということで、そのくらいの表現しかできないでしょう。

A委員

そう、まだ決定してない。

公共建築課

業者から仮囲いや搬入車両について説明会で説明します。そこでいろいろなお意見が出た場合、反映できるものは反映することになります。それが確定してから、仮囲いを始めるような段取りになるかと考えます。

委員長

それでは、「(3)工事範囲」について、ご意見がありましたらお願いします。

C委員

もう、後はいいんじゃないか。

B委員

「(3)」は結構です。

A委員

「(3)」は一杯あるんです。整地を行いますというんですが、整地ってどんな整地なんでしょうか。

公共建築課

建物の基礎は地面に埋まっていますし、ポンプ室には地下室もあるので、コンクリートを取り除いた後に穴が開いたり、工事でベコベコになった地面を平らにならす作業をします。

A委員

テニスコートまで全部ならすということですか。あそこには段差があるんです。どのような整地になるかによって、高さも違ってくるし、いろいろとあります。

公共建築課

元県職員住宅の地盤は周辺の道路と比べて概ね50cmくらい上がっています。今は、元県職員住宅の周囲に土留めがあって、その上にフェンスがあります。この土留めを壊すと土が流れてしまいますので、そこは既存のままで残す計画としています。南側の旧市道との間は土留めを壊し、そこはスロープ状にして、土が流れないように処置します。

A委員

元県職員住宅のあったところだけを平らにならすということですか。

公共建築課

建物の下基礎も取ります。そのままと穴が開いてしまいますので、その穴を敷地周囲からの土で盛り土して、平らにするというイメージです。

A委員

なんでしつこく聞くかといいますと、地盤の高さによって、北側の日照が、変わってくるんです。あの50cmが低くなるか高くなるかによって。なるべく地盤は道路と同じ高さにしてほしい。

公共建築課

今の敷地の地盤を基準として建物の高さを決めるということではありません。消防出張所や駐車場の車両が、道路から急勾配で下がるとか上がるようなことはできませんので、敷地周囲の道路との関係性で建物を建てる地盤の高さが決まります。

A委員

私が聞いたところによりますと、テニスコートも全部同じ高さにして、全部平らにすると聞いたんです。話が違うと思っているんです。そうしますと、今は段差がありますので、高いところの部分の土を低い方の南側に持って行って、全部平らに整地すると思っていたんです。

市民自治推進課

今回は解体工事なので、解体に伴ってやることは表面を平らにするだけです。でこぼこになった地面をトンボでならすのと同じように思ってください構いません。

A委員

そのまま、その上に建てるということですか。

市民自治推進課

それは違います。解体の後、整備をする工事の中で、今申し上げた地盤の高さを決めていきます。それに合わせて造成していくということです。

事務局

委員長。ここからは、事務局の聞き取りでよろしいでしょうか。

委員長

はい。

事務局

「(4)工事車両」になりますが、先ほどの説明で何か確認はありますでしょうか。

A委員

西側の出入口から、どんな車が出るんですか。

公共建築課

西側の出入口は、大型車両以外の作業員の通勤の車などが利用します。

A委員

今、西側の共同住宅が防音工事をしています。結構早く来ています。遠くから来る人はすごく早いです、道路が混むということで、それでやはり西側から入っているんです。業者さんの通勤のための車なのか、工事車両なのか、その辺のところは分からない。通勤のためだとしたら、100%車で来ている。今回の解体工事の車は、西側からも出入りするののか。

公共建築課

基本的に大型車両は東側の大きな道路から入るということにしています。西側から出入りするの、大型車両以外の通勤などの車にするということです。

A委員

通勤の車のみ西側から入るとか、工事関係の車は全部東側から入るとか、きちんとしないとどちらからも工事車両が入ってくるようになってしまう。小さいから、大きいからじゃなくて、そこにも警備員が立つとか、立たないとかの問題も出てきます。工事車両だったら警備員立つ必要があるだろうし、通勤だったら必要ないしということもあります。これは要望として聞いてください。

事務局

「(5)交通整理」についてはよろしいでしょうか。

B委員

はい、結構です。

事務局

「(6)騒音・振動対策」についてはいかがでしょうか。

B委員

非常に結構なことが書いてあります。2ヶ所に設置して、その騒音・振動の記録が、測定値が外から見えるようにする。われわれは全くの素人なので、示された数字がどのような意味を持つかという説明板みたいなものを付けるお考えはないでしょうか。規制値がこれ以下で、これほど静かですよ、これほどの振動で抑えられていますというような説明をできないでしょうか。

市民自治推進課

今おっしゃっていただいたように規制値があって、それを説明する表示板を3mの仮囲いのどこかに表示するかどうかというお話ですね。

B委員

はい、そこに表示板があれば納得するんじゃないですか。

市民自治推進課

あまりやっているのを見たことはありません。説明会などで、そういうお話をすることになります。

それもどれ位の大きさでやるかを含めて、さっきと同じでご意見として考慮させていただきたい。やるとは今言い切れない。

B委員

はい、検討ということで結構です。

A委員

是非やっていただきたいのは、通学路で子供たちが通るので、先取りをしようとしているわけですから、こんな音だとならんだと子供たちが看板を見て分かるっていう、それも一つアピールだと思う。

市民自治推進課

表示を平仮名にするか、漢字にするかという話にもなります。

A委員

漢字でも、子供たちは今では携帯で調べたりすぐやりますから、漢字だって平気です。

市民自治推進課

長くならないような言葉で何か示せるようなものがあるかは考えておきます。そういう基準値を知っていただくというのは、大事なこともかもしれない。

A委員

子供たちにとっては大事だと思います。

事務局

続きまして、「(7)敷地外周」の仮囲いですがよろしいでしょうか。

B委員

はい、結構です。

A委員

鉄板で囲いをして、その中を隙間から見えるような形ですか。

公共建築課

そうです。透明な仮囲い板を入れて、中に見えるようにします。

事務局

資料裏面にいきまして、「2 その他の事項」です。「(1)周辺への配慮について」はいかがでしょうか。

A委員

防音パネルを設置は、南側はしないようですが、今、県の公社の給水塔を解体工事しているんですが、見てください。全部囲っています。今ほとんど上までパネルで囲いをしています。是非とも見学していただきたいと思います。全部囲って、クレーンで上げてやっていたから、私たちは毎日すごいなと見えています。ですから、南にパネルがないってことは、どういうことって思っていますし、できるはずです。

C委員

南側のパネルがないのは、ユンボとか入りやすいようにするためですか。

B委員

給水塔と同じわけにはいかない。重機で吊り上げるだけでは無理だということですね。

A委員

給水塔は2トン位の重さで切って、吊り上げて降ろすらしい。

公共建築課

解体の工法が違う。

A委員

違いますね。住まいと違うから、違うのですが、できれば南側もなるべく全部パネルで囲っていただきたい。

市民自治推進課

元県職員住宅の解体工事は、南側にパネルを張らない形とさせていただきます。

公共建築課

重機が入っていけないのです。

B委員

給水塔とはスケールが違うでしょ。

A委員

違うんです。給水塔だってユンボじゃなくて、全部切ってやるのです。そういう工事は、アスベストが入っているわけですから、慎重にやっていただきたい。

市民自治推進課

本格解体の前にアスベスト含有材を除去していきます。

C委員

別工事だよ、アスベスト工事は。

市民自治推進課

同じ期間に実施しますが、アスベスト含有材も一緒にガチャガチャと壊すと言っているわけではありません。

A委員

アスベストを取る時は、開けっ放しということですね、南側は。

B委員

開けっ放しというのはいい言葉ではない。響きが非常に悪いが、作業の効率とか、重機の種類、工法、それが違うと思います。そんな乱暴な工事はしないということです、アスベストに関しても。

A委員

あと協定書を結ぶってあるけど、管理組合との協定書のことですか。

公共建築課

市と業者と管理組合の3者で協定書を締結します。

A委員

自治会でなくて、管理組合ですか。では、管理組合にも説明をするのですか。両方にしていきたいと思うんです。管理組合と自治会と、私のところも。

市民自治推進課

今までも、例えば建物についての家屋調査をする際にも、共有部分を持っていることもありまして、管理組合と協議をしていますので、ここは管理組合と市と業者の3者にさせていただきます。

市民自治推進課

工事をやる前に工事説明会があるので、ご出席いただければと思います。

A委員

私たちがですか。

市民自治推進課

そうです。

A委員

というのは、工事過程を全然分かっていないわけですが、管理組合は。

委員長

説明会と一緒に来ていただいて、何かあったら説明します。

事務局

それでは「(2)有害物質について」の「アスベストについて」ですが、いかがでしょうか。

B委員

先ほどの、最も低いレベル3との表現ですが、レベル数値って幾つから幾つまでがあって、「レベル3」というのはこういう位置付けで、だから大丈夫です、最も低いんですという説明であれば分かりやすいと思います。

公共建築課

アスベストについては、「レベル1」から「レベル3」まで、3段階になっていまして、「レベル1」が一番飛散性が高いものです。使われているのは吹付け材で、昔の立体駐車場にあった鉄骨とかに吹付けられていたフワフワしているものです。

B委員

鉄骨にスプレーガンでガーってやった、モヤモヤしたやつですね。

公共建築課

そうです。綿菓子みたいなものが一番飛散性が高い。

B委員

そうですか、これは非常に関心度の高いことなので、分かりやすく説明していただきたいと思います。

A委員

今、「レベル3」は最も低いと書いてあるんですが、今、壊し始めようとしている給水塔も「レベル3」で、囲いがああいう形になっている。

今度、元県職員住宅は南が開いているということで、どうしてって疑問を感じると思うんです。だから、その辺の説明も、こういう形でこういうふうにするから、ここは開けて大丈夫なんですと説明しないと、皆さん納得しないと思うんです。給水塔では、全部を囲って、今、ダーっと上までいっています。上がどういう形か分からないんですが、説明会では全部覆ってやります、それで埃は全部吸い取って中で全部作業をしますと言っていました。それに水を使ってやると言っていました、その水も流れてどこに行くのか疑問はあるんです。

だから、同じ「レベル3」は「レベル3」であっても、やり方が違うと説明してほしい。市でやることは、皆さん信用していますから、きちんとした説明を、見本となるような、あちらはああいう風にやっているのに、なんで市はこんななのって言われぬようにやっていただきたいなと思います。

事務局

それでは、「ポリ塩化ビフェニル(PCB)について」と「フロンについて」を一緒をお願いします。

B委員

結構です。

事務局

それでは解体工事についての確認が終わりましたので、委員長よろしくをお願いします。

委員長

それでは、太陽光パネルの設置につきまして、説明をお願いします。

事務局

藤沢市は環境基本計画を定めています。この計画では未来の地球環境への投資ということで、エネルギーの地産地消の実現へ向けて再生可能エネルギーの普及に努め、行政が率先して再生可能エネルギーの設備を導入することとしています。

詳細な計画はこれからですが、先日、国設計さんからの説明も受けて、関係部署とも協議した結果、方向性としては太陽光発電設備を設置することを考えています。

第29回建設検討委員会では、屋根の傾斜と潮風によるメンテナンスを考慮すること、設置コストが発電量に見合わないとの懸念、フレキシブルフィルムタイプや外壁への設置というご意見もいただいておりますので、設置コストと維持費、発電量を考慮しながら、市全体の計画に照らして体育室の屋上に設置する規模を検討してまいります。

また、雨水、井戸水といった中水利用についても、導入に向けて検討してまいります。

委員長

太陽光パネルの設置について、何かございますか。

A委員

体育室にパネルを付けるというんですが、一番目は、私たち近隣の住民には未だに日照の反発があります。日照については絶対同意できない、これはずっと平行線でいくと思うんです。

そこへ体育室のパネルが日照に絡んでくると問題起きるので、少しでも、本当に気持ちでも低くしているということを見せてくださると、住民も納得するでしょうが、意見を取りまとめたら、意見言ってきた人は全員日照については同意できないと言っているんです。皆さん日照に対しては、健康面で重要視していますので、体育室のパネルを付けるのは賛成ですが、日照に対しての影響が良くなるような付け方をしていただきたい。

事務局

日影を大きくしないような配慮をした設置方法を、というご意見だったと思いますので、それも含めて検討させていただきますと思います。

C委員

太陽光パネルは電力会社に売るシステムより、基本的にはバッテリータイプで、例えば昼間の太陽光のエネルギーを、全部蛍光灯だとかの照明全般使っても、一部、夜に1日分くらいの照明用電力をためるバッテリーを抱いたシステムの方が良い。

極力、独立したタイプでやるというのが今後の動きじゃないかと思う。昼間のエネルギーをバッテリーにためておいて非常用に使うくらいなものにして、大きな太陽光パネルじゃなく、ある程度のレベルの太陽光パネルの設置で、独立型にした方が、私はいいという気はしているんです。一つの意見です。

A委員

そうです、私も。

事務局

ご意見いただきましたバッテリータイプは、第29回の建設検討委員会の中でもお話が出たもので、自立式とのお話もあります。そういったことも含めて、今後の検討はさせていただきますが、ご意見に沿える内容になるか分かりません。

A委員

10年前は、すごい大きなバッテリーだったんです。今は小型化しているので、業務用はまた違いますでしょうが、やはり先取りということで、私はやっていただきたいなと思うんです。

やはり市が率先して先取りをして、市民にアピールすることは、大事なことだと思うんです。ですからその辺も考えておいてください。

委員長

それでは、太陽光パネルについてはよろしいですか。

B委員

ちょっとよろしいですか。

この間の議事録を読ませていただいて、太陽光パネルの部分ですが、付けることについては、市の今の行政の方向性ということもご説明いただいたので、それは理解しているのですが、今回については具体的に日照の問題と建物自体の位置、それから屋根の防災上の視点での屋上の使い方、それから機器類の設置と、それをいかに日照との兼ね合いでどのようなレイアウトにするか、高さ制限の中でどうやっていくのか、という問題がいろいろと屋上にはあるわけです。基本的には、その全ての設計にバランスを保ちながらという大きな言い方があるので、その中で太陽光パネルを設置するということになる。

今の行政の方向性に沿っている、社会的にもやっている、さすがだというふうなイメージは別として、ここには今回われわれが企画しているところには太陽光パネルを悠々と屋上を使うようなスペースがない。そこで、個人的には、私はどちらかといったら、反対という意見を持っていました。それで今日の図面を見ると、行政の方向性として示したような最小限の太陽光パネルで、全くやらないわけにもいかない。

屋根の強度とか、面積からして、パネルを並べてみると、これからの設計になるんでしょうが、太陽光パネルを使うならば、バッテリーの使い方も含めているいるあるので、最小限の太陽光パネルで、他の設計に影響しないような最小限の太陽光パネルの設置でいいと思います。

設置費用について収支のバランスを考えた場合に、30年、40年という言い方もあるし、10年は最低持つという言い方もある。しかし、10年仮に経ったとしても、それはペイすることであって、それから利を生んでいるわけではない。となれば、あまりいい方法ではないということです。

話が繰り返しになりますが、個人的には今まで反対していたんですが、全体としては屋根の設置は最小限のところでやっていこう、検討してみますという方向に賛成します。

C委員

もう一つ、雨水タンクの位置はどこになるのか、あとで説明あるんですか。

公共建築課

雨水利用のためのタンクの位置は、今のところは、建物の地下を考えています。

委員長

それでは、1月28日の地区の全体説明会につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。地区全体説明会についてです。

委員長からもお話いただきましたように、1月28日の日曜日、午前10時から、ホールで開催します。当日の説明は大きく3つとなります。取組経過、事業スケジュール、あとは今後の取組という構成です。

取組経過については、改築予定地の現況、整備する施設、改築の理由、それと提言書が提出されてから基本構想・基本設計までの検討経過を改めてご説明します。加えまして、建物の配置計画、今年度の取組、日影の影響に配慮した設計見直しをご説明した後に、新施設の具体的な内容に入っていきます。

お手元にA3でご用意したのが外部鳥瞰パースです。鳥瞰というのは上空から鳥が見たような図で、2枚あります。それから外観のパースで、アイレベルといいますが、道路などから人が見た高さの外観パースです。その他に、配置図、各階平面図で、これらを使いながら避難用スペースや諸室の構成と面積をご説明する予定です。

事業スケジュールについては、全体の予定を表で示しながら、解体工事、建設工事、供用開始時期をご確認いただきます。

解体工事については、これから業者選定手続きに入りますので、先ほど公共建築課がご説明したことをお知らせしたいと考えています。

今後の取組については、地域交流スペースの活用など、施設運用のソフト的な面を地域全体の活性化という視点で、地域団体、サークル、近隣施設等と意見交換していくものです。具体的には、サークル連絡会の研修会で公民館長との意見交換を実施したり、ワークショップやアンケートの実施を視野にした取組を進めたりするなど、これからも地区、住民の皆さまのご意見を伺いながら建設検討委員会でご検討いただくことをお示しします。

また、津波避難用スロープを利用した避難訓練の実施計画も検討しなければなりません。市民センター・公民館の移転と津波一時避難場所の関係の周知徹底も図っていかなくてはなりません。そういった防災の観点でも施設運用のソフト的な面と同様に、皆さんのアイデアをいただきながら取り組むことをお知らせします。

また、市役所内部での検討段階ではありますが、福祉を始めさまざまな分野の専門的な資格、スキルを持った方を災害時専門職ボランティアとなっただいて、市民センター・公民館に開設される福祉避難所の運営を支援していただくことも考えていますので、今後市民の方々からのご意見を伺いながら取り組むことをお知らせする予定です。

辻堂市民センター

補足ですが、今回の地区全体説明会は近隣の皆さんだけではなく、辻堂地区全体の皆さんへのお話であり、初めての方もいらっしゃるのでは、全体の今までの経過をご説明させていただくと、これまでの課題であるとか、どういふふうに対応してきたのか、それと今後のスケジュールを中心にしてお話をさせていただきます。

委員長

ただ今、全体説明会について事務局から説明がありましたが、ご意見がございませうか。

A委員

開催時間が10時から11時半までになっています。お知らせするためと書いてあるから、こういうことなんだと思っただら、1時間半で、今の盛りだくさんのことをできるのでしょうか。

市民の、住民の声が届くのか。一人か二人、発言したらもう終わりになっちゃうのではないかと。また紛糾する材料作るみたいなものだという感じするんです。だから、紛糾するような材料をつくらないように進めていってほしいと思っっているんです。

11時半までを12時までにするとかを、考えていただければ、30分は増えます。1時間半では今の説明だとすると、全部を説明するだけで終わってしまうと思う。それでは皆さんそれぞれの地域からの声が届かないと思うし、対応ができない、届かないと思う。発表するものに、興味・関心がある人が来るわけですから、その人たちの声を吸い上げることができないのではないかと。そうすると、また不信感を持ってしまうような形になってしまう。

事務局

最後の方で申し上げたのですが、今後の取組としまして、施設運用に係るソフト的な面など、まだ市民の方々からのご意見を伺う機会は設けてまいります。

今回の全体説明会の趣旨は、取組経過を全くご存じないの方々に対してもポイントを押さえてご説明したいと考えています。その上で事業スケジュール、それから今後の取組をご説明する流れです。

今後の取組については、先ほど申し上げましたように、例えば意見交換会を実施することも入っていますし、ここは午前10時から午前11時半ということで切らせていただこうと思っています。

A委員

冒頭にその辺のところを説明していかないと紛糾しちゃう形になると思うんです。ですから、ここで傍聴されている方たちも、前にも建設検討委員会が終わった後にミーティングをしてほしいと要望も出していただけたわけなんです。その人たちの声もみんなこの全体説明会に行くわけなんです。この全体説明会に持ち寄ってくださいますと、行くと

と思うんです。そうすると、紛糾の材料になって、逆効果になっちゃう。そこを心配しているんです。進めていくにあたって、良くなるようにするためには、もうちょっと考えてほしいと思います。

C委員

建設検討委員会の経過報告と、藤沢市議会の総務常任委員会の経過報告はしていただけるんですか。

市民自治推進課

それだけを取り出してご説明することではないんですが、全体の流れの中で、そういう言葉は端々には出てきます。

C委員

ということは、市議会での方向付けがこうなりましたという、議会決定事項は話しをしないのか。

市民自治推進課

例えば、何年何月にこういう報告をしましたとか、こういう陳情が出ましたが議論の結果なんとかになりましたとか、というように言葉で添えることは可能であると考えます。

C委員

私は言ってもらいたいと思っているんです。

B委員

私もしていただいた方がいいと思います。

市民自治推進課

エッセンスとして説明の中に入れてほしいというご意見と承りました。

C委員

議会の節目があり、議会ではこう節目がつけられてますというのを、できればやっていただいた方がいい。

市民自治推進課

それを長々と説明するのではなく、スライド1枚くらいで、全体のまとめという形でやるのはどうでしょう。

C委員

そう、こういうふうになっていますと。

B委員

さっき事務局から説明があったことは、やはり説明会でも言っていたきたい。

A委員

皆さんの意見を沢山取り入れてほしい。そのための時間を沢山取っていただきたい。

市民自治推進課

なるべく意見交換をする時間は長く取りたいと思っていますので、それは分かります。

A委員

そうです。それをしていただければ、来た方も納得すると思う、1時間半の中でも。

今までも1時間半くらいで説明していたら、怒っている人がいらっしまいました。市は上目線だと言っていたのを、聞いていましたけど。だから、そう言われないうちに、皆さんの声をパッパッと一杯聞いて、これは要望として聞いていきますとか、これは少し考えますとか、そういう形でちゃんと考えたものを返すとすればいい。

市民自治推進課

説明は、ある程度丁寧にさせていただきます。

A委員

議会のことは、インターネットを見てください、見られなければこちらへ来ていただければ見せてあげますとか言えればいいわけです。

市民自治推進課

そういうわけではないとのB委員、C委員のご意見だったので、そこは調整しながら進めます。

A委員

それはもう役所の考え方だと思うんです、

市民自治推進課

そこは全体を長々と説明するのではなく、先ほどC委員とかB委員におっしゃっていただきましたが、簡条書くらいの話でもいいと思う。

委員長

それでは、「2 議題 (2)その他」について、何かご意見ございましたらお話しいただきたいと思います。

B委員

この鳥瞰パースです。私はこの間欠席したものですから、議事録を読ませていただいて、データの話がありました。この図面の取り方がどうのこうのという意見も出たようですが、ここまで手をかけて作っていただいて感謝いたします。

A委員

それに付け加えて、2点ほどあります。1点目はこちらですが、私はケチをつけるわけではないんですが、都心を歩いていたら、似たようなデザインのビルがあった、一部ですが。私たちの先取りなのに先取りでない、ということだったんです。都心に似たようなのがあるということは、私もがっかりしたような形なんです。ですから、やはりそう言われないうちでお願いしたい。

市民自治推進課

どこにもないような建物にしてほしい、というご要望ですか。

A委員

湘南・辻堂にふさわしいってどうか、なんていうか。

国設計

今、おっしゃっていただいたことは、非常に胸が痛いんです。いろいろご興味を持っていただいて、その辺を見ていただくことは逆に非常に嬉しくも思っています。

私たちは似たものを持ってくることをなるべくしたくない、そうありたいと思っています。この前の29回目くらいの建設検討委員会の時に、スライドを映させていただいて、どういことがここにはふさわしいのでしょうかというお話を、私どもなりに、そして皆さんと共に、ディスカッションしていただいたという経緯があります。

そんな経緯を含めて、ここに私たちができ得るデザインの中で、どういうものを持ってきたらいいのかを、一生懸命考えたつもりです。その結果、今ご指摘のように、あるところで見たものが散見されるというところがあるのかもしれない。

肝に銘じて今後、何よりもここにふさわしい独特のものを、もう少し見ていただけるように、努力をしていく気持です。ご指摘いただいてありがとうございました。

委員長

よろしいですか。それでは皆様から貴重なご意見をいただきました。それでは、「3 事務連絡」を事務局のからお願いします。

3 事務連絡

事務局

それでは事務局からご説明します。

まず、本日の会議の内容ですが、報告事項の4点を確認していただき、それぞれ質疑等が出てきたところです。

1月28日は地区全体説明会がございますので、よろしくお願いいたします。

また、今後の建設検討委員会については、先ほど話も出ましたように、3月に意見交換を予定しているものがありますので、皆さまからご意見をいただいた後にそれらを集約した形でご検討いただきたいと思います。また、委員長と相談させていただければと思います。

あと、本日の資料ですが、特に混乱をきたすような資料はないと思いますので、そのまま傍聴の方もお持ち帰りいただいてよろしいかと思えます。委員長よろしくお願いいたします。

A委員

ごめんなさい。先ほど2つって言ってながら、1つしか言わなくてごめんなさい。1つ、とても言い辛くて心苦しいことなんです。市の義務だから訪問するという話について、未だに来てないという書面をいただいてしまいました。それは訪問してください。

事務局

その方を教えていただければ訪問させていただきます。

A委員

いえ、1人無記名なので分かりません。私のところにも実は来ていませんので、言うておきます。このあいだも言いましたが。

事務局

はい、分かりました。

A委員

そういうことで、よろしくお願いいたします。お待ちしております。

事務局

1月28日の集合時間ですが、午前9時15分頃までにできれば来ていただきたくお願いします。

4 閉会

委員長

本日はどうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。先ほどもお話ししましたが、資料はお持ち帰りいただいて結構でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。